



条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。  
 福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十一月三十日

福岡県知事 小川 洋

**福岡県規則第四十八号**

福岡県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事が福岡県計画（法第四条第一項に規定する都道府県計画をいう。以下同じ。）で定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に必要事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(採捕状況の公表)

**第三条** 知事は、管理期間（三十キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は三十キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる法第三条第一項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を公表するものとする。

一 法第十七条第三項に基づき報告された小型魚又は大型魚の採捕の数量が、福岡県計画で定める管理期間における知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

二 法第十七条第三項に基づき報告された小型魚又は大型魚の採捕の数量が、福岡県計画で定める知事管理量のうち、採捕の種類別又は期間別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(採捕の停止)

**第四条** 知事が前条第一項第一号の規定による公表をした場合には、福岡県計画の対象となる者は、当該公表の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、当該公表に係るくろまぐろをとることを目的とした採捕を行ってはならない。

2 知事が前条第一項第二号の規定による公表をした場合には、福岡県計画の対象となる者は、当該公表の日の翌日から当該公表の際に知事が定める日までの間、当該公表に係るくろまぐろをとることを目的とした採捕を行ってはならない。

附則

この規則は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。